

27水漁第1712号
平成28年3月16日

青森県知事

水産庁長官



「エジプト向けに輸出される水産物に関する水産庁による証明書の発行について」の一部改正について

今般、放射性物質に係るエジプト政府による日本産水産物に対する輸入規制措置の変更に伴い、エジプト向けに輸出される水産物に関する水産庁による証明書の発行について(平成24年5月7日付け24水漁第287号水産庁長官通知。以下「通知」という。)について、別紙新旧対照表のとおり、エジプトへの輸出に際し放射性物質に関する証明書又は産地証明書の添付が求められる地域の変更を内容とする一部改正を行いましたので、通知に基づき御対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

なお、この通知は平成28年3月18日から施行します。



改正後	改正前
<p>エジプトに輸出される水産物に関する証明書の発行について</p> <p>平成 24 年 5 月 7 日 24 水漁第 287 号 水産庁長官通知</p> <p>一部改正 24 水漁第 1855 号 平成 25 年 3 月 12 日 一部改正 27 水漁第 1124 号 平成 27 年 10 月 23 日</p> <p>一部改正 <u>27 水漁第 1712 号</u> <u>平成 28 年 3 月 18 日</u></p> <p>第 1 趣旨 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以後、福島原子力発電所の事故を受けて、エジプト政府は、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、千葉県及び<u>岩手県</u>（以下「福島県等の 7 県」という。）において生産された水産物については、我が国の管轄当局が発行する放射性物質に関する証明書を、その他の<u>都道府県</u>において生産された水産物については産地証明書を輸入時に求めることとしているところである。</p> <p>本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、我が国からエジプトに輸出される水産物に関する証明書を発行する手続について定めるものである。</p> <p>第 2 （略）</p> <p>第 3 証明書発行の要件 1 発行機関は、（1）又は（2）のいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行することとする。 （1）福島県等の 7 県の沿岸域以外において採捕され、かつ、福島県等の 7 県以外の<u>都道府県</u>において水揚げ及び加工されたもの。 （2）福島県等の 7 県の沿岸域において採捕されたもの及び福島県等の 7 県で水揚げ又は加工されたものについては、放射性物質の基準に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。 2 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。</p> <p>第 4・第 5 （略）</p> <p>（別記様式 1）（略）</p> <p>（別記様式 2） DECLARATION FOR THE IMPORT OF FOOD AND FEED COMMODITIES INTO EGYPT FROM JAPAN</p> <p>INVOICE NO.: DECLARATION NUMBER:</p>	<p>エジプトに輸出される水産物に関する証明書の発行について</p> <p>平成 24 年 5 月 7 日 24 水漁第 287 号 水産庁長官通知</p> <p>一部改正 24 水漁第 1855 号 平成 25 年 3 月 12 日 一部改正 27 水漁第 1124 号 平成 27 年 10 月 23 日</p> <p>第 1 趣旨 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以後、福島原子力発電所の事故を受けて、エジプト政府は、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、<u>山梨県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び静岡県</u>（以下「福島県等の 11 都県」という。）において生産された水産物については、我が国の管轄当局が発行する放射性物質に関する証明書を、その他の<u>道府県</u>において生産された水産物については産地証明書を輸入時に求めることとしているところである。</p> <p>本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、我が国からエジプトに輸出される水産物に関する証明書を発行する手続について定めるものである。</p> <p>第 2 （略）</p> <p>第 3 証明書発行の要件 1 発行機関は、（1）又は（2）のいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行することとする。 （1）福島県等の <u>11 都県</u>の沿岸域以外において採捕され、かつ、福島県等の <u>11 都県</u>以外の<u>道府県</u>において水揚げ及び加工されたもの。 （2）福島県等の <u>11 都県</u>の沿岸域において採捕されたもの及び福島県等の <u>11 都県</u>で水揚げ又は加工されたものについては、放射性物質の基準に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合は、事前に発行機関と協議するものとする。 2 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。</p> <p>第 4・第 5 （略）</p> <p>（別記様式 1）（略）</p> <p>（別記様式 2） DECLARATION FOR THE IMOPORT OF FOOD AND FEED COMMODITIES INTO EGYPT FROM JAPAN</p> <p>INVOICE NO.: DECLARATION NUMBER:</p>

A) Description of Consignment

- Product Name:
- Batch No. (s):
- Type and No. of Packages:
- Gross or Net Weight:
- Name and Address of Producer:
- Name and Address of Importer:
- Port of Loading:
- Port of Discharge:
- Date of Production:

B) The Consignment is:

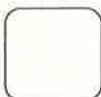
(1) Produced and Originated from Affected Prefecture(s)
Fukushima, Miyagi, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Chiba or Iwate

Only for Fish and Fishery Products: Caught or Harvested in Land or in the Coastal area of the affected prefectures:
The Products have been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in the (name of laboratory), to determine the level of the radionuclide and the analytical results are in compliance with Regulation of Egypt. The analytical report is attached.
(Report Number :.....)

(2) Produced and Originated from the other Non-Affected Prefecture(s)

Done by

On



Stamp and Signature of Authorized Representative

(別記様式3) (略)

A) Description of Consignment

- Product Name:
- Batch No. (s):
- Type and No. of Packages:
- Gross or Net Weight:
- Name and Address of Producer:
- Name and Address of Importer:
- Port of Loading:
- Port of Discharge:
- Date of Production:

B) The Consignment Has Been Originated From

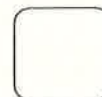
(1) Affected Prefecture(s)
Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamanashi, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa, and Shizuoka

The products have been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in the (name of laboratory), to determine the level of the radionuclide and the analytical results are in compliance with Regulation of Egypt. The analytical report is attached.
(Report number:.....)

(2) Non Affected Prefecture(s)
The products are harvested neither in land nor in coastal area of the affected prefecture(s) above.

Done by

On



Stamp and Signature of Authorized Representative

(別記様式3) (略)